

（仮称）岸和田市文化振興条例

私たちのまち岸和田は、海から山まで四季折々の美しく豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統ある城下町として栄えてきました。300 有余年の歴史を誇る勇壮なだんじり祭をはじめ、地域に根ざした伝統行事は、市民一人ひとりを結束させ、大きな力となって今日まで引き継がれてきました。また、市民自らが主体となり、活発に文化を育んできた活動は岸和田方式として広く認知されています。

私たちは、これら誇るべき文化を先人から継承し、維持しつつ、将来に向けて更に発展させていく責務があります。

文化は、すべての人々が生きる喜びを感じ、心豊かな生活を送る上で不可欠なものです。とりわけ、次の世代を担う子どもたちが感性を磨き、生きる力を育てていくために重要な役割を果たします。

また、文化は人々の心をつなげ、相互理解と尊重、交流を促進し、様々な分野で波及効果を生み出します。更に、多様な文化が新たな創造を生み、地域社会を活性化させます。

近年、少子高齢社会への危惧、急速な情報化社会の進展、物質至上主義に伴い、地域や世代間のコミュニケーションが希薄化しています。しかし、人と人とのつながりが生きていく上で真に重要であると知った今、文化の意義を見直し、次の世代へと引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの重要な課題です。

市民と市が連携し、誰もが心豊かに暮らせる文化のまち、岸和田を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、市や市民等の役割を明らかにするとともに、文化の振興施策の基本となる事項を定めることにより、個性豊かで創造に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 文化の振興に当たっては、市民一人ひとりの自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。特に、市は市民が行う文化活動の内容に対して不当に介入し、干渉することのないよう細心の注意を払わなければならない。

2 文化の振興に当たっては、文化を創造し、享受し、参加することが人々の生まれながらの権利であることから、市民が等しく文化を身近なものとして感じられるよう環境の整備が図られなければならない。

3 文化の振興に当たっては、文化の多様性が尊重されるとともに、様々

な分野との共生が図られるよう配慮されなければならない。

- 4 文化の振興に当たっては、市民の意見を反映できるよう配慮されなければならない。
- 5 文化の振興に当たっては、地域固有の文化が、市民や市の財産として育まれ、それを継承し、発展させるとともに次の世代に引き継がなければならない。
- 6 文化の振興に当たっては、文化を担う人材を発掘するとともに、育成が図られなければならない。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に住み、働き、学ぶ人、又は市内で文化活動を行う個人をいう。
- （2）団体等 市内で文化活動を行う団体、又は事業活動を行う団体をいう。
- （3）文化 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）が対象としている分野（芸術、芸能、生活文化等）を基本にしつつ、地域固有の伝統芸能、その他多様な領域をいう。

（市の役割）

第4条 市は、第2条の基本理念に基づき、文化の振興施策を総合的かつ計画的に推進し、実施するものとする。

- 2 市は、文化の振興施策の実施に当たり、市民及び団体等と連携及び協力するよう努めるものとする。
- 3 市は、市が実施する施策に文化振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。
- 4 市は、文化の振興施策の実施に当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、自らが文化を担う主体として、積極的に文化活動を展開する役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する文化の振興施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、多様な文化形態を相互に理解し、尊重するとともに交流を深めるよう努めるものとする。

（団体等の役割）

第6条 団体等は、自らの活動を展開する中で、広く市民の文化活動を支援する役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 文化振興計画

(文化振興計画)

第7条 市は、市民と協働で文化振興計画を策定し、その推進を図るとともに、公表するものとする。

2 市は、文化振興計画を策定するに当たっては、産業、観光、教育、生涯学習、福祉その他の分野における施策との連携を図るものとする。

3 市は、文化振興計画を策定するに当たっては、岸和田市附属機関条例別表で定めている岸和田市文化振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 市は、文化振興計画を定めたときは、適切な進行管理を行うものとする。

5 前4項の規定は、文化振興計画の変更について準用する。

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(文化活動への支援等)

第8条 市は、市民と団体等が文化への関心及び理解を深め、文化を創造し、発表し、又は鑑賞する機会及び場の充実を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化施設の整備及び文化活動の場の活用)

第9条 市は、ホール、展示場等文化施設の整備を図るものとする。

2 市は、既存の公共施設について、文化活動の場としての活用を図るよう努めるものとする。

3 市、市民及び団体等は、民間の施設についても文化活動の場としての活用が図られるよう努めるものとする。

(文化財及び環境への理解)

第10条 市は、文化財の特性及び保存に配慮しつつ、市民が文化財を理解し、親しむことができる機会の充実に努めるものとする。

2 市は、地域の自然環境及び歴史的景観と調和のとれた文化的景観の形成に努めるものとする。

(国内外等の文化交流の促進)

第11条 市は、文化の向上を図るため、国内及び海外との文化交流の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(専門家や研究者等との交流及び連携)

第12条 市は、文化の向上を図るため、専門家や研究者等との交流及び連携の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、文化を担う人材の育成のため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市民及び団体等は、それぞれの活動の中で文化を担う人材の育成に努めるものとする。

(高齢者、障害者等の文化活動の充実)

第14条 市は、高齢者、障害者等が行う文化活動の充実を図るため、等しく文化に親しみ、自主的な活動が活発に行うことができるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども及び青少年の文化活動の充実)

第15条 市は、次の世代を担う子どもや青少年が行う文化活動の充実を図るため、それぞれの成長段階や、心身の発達に応じ、文化を鑑賞、体験又は創造することができるよう、福祉、教育機関との連携その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生涯学習の充実)

第16条 市は、生涯学習が文化を支える重要な活動であることをかんがみ、市民がその生涯の各時期において、自主的に学習するための機会及び場の提供、その他の生涯学習の充実を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(情報の収集と提供)

第17条 市は、市民及び団体等の文化活動を促進するため、文化に関する情報の収集をするとともに、これを提供し、利用できるよう努めるものとする。

(顕彰)

第18条 市は、文化活動において顕著な成果を収めた者及び文化の振興に特に功績のあった者の顕彰に努めるものとする。

(その他)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。